

消費生活用製品安全法に関する質問について

平成29年6月22日 製品安全課

| 項目 | レーザー距離計に関するPSC表示について |
|------|--|
| 【質問】 | レーザー距離計は、PSCマークの対象製品となるか。 |
| 【回答】 | <p>(1) 消費生活用製品安全法は、主として一般消費者の生活の用に供される製品を「消費生活用製品」と定義し、その中でも特定製品として指定された製品は、国が定めた技術基準に適合することを示す表示（PSCマーク）を付した製品でなければ、それを販売又は販売目的で陳列する行為を禁止している。</p> <p>(2) レーザー距離計についても、「主として一般消費者の生活の用に供される製品」であれば、「消費生活用製品」に該当し、同法に基づく特定製品（携帯用レーザー応用装置）として、規制の対象製品となる。</p> <p>(3) 「主として一般消費者の生活の用に供される」とは、事業者が、その事業を行う際に使用する場合以外のすべての場合をいう。したがって、事業用途に使用することを目的に設計・製造された製品であっても、主として一般家庭の使用が見込まれる汎用性がある製品や、一般家庭で使用されることが前提で販売・広報されている製品などは、対象となる。</p> <p>【参考】消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（20170410 商局第1号）（抄）</p> <p>1 特定製品</p> <p>(5) 携帯用レーザー応用装置</p> <p>「携帯用レーザー応用装置」とは、レーザー光（可視光線に限る）を拡散させずに外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものであって、携帯用のものをいう。</p> <p>「携帯用」とは、容易に持ち運びできるものをいう。しかし、建物に設置されたコンセント等に電源コードを接続して使用するものや、建物や他の固定された機械・器具等に据え付けて使用するものは、「携帯用」に当たらず規制の対象とはならない。また、その装置が二次電池等の電源を自ら備えている場合のみならず、電源の供給元が容易に持ち運びできるようなものである場合は、規制の対象となる。</p> <p>「可視光線」とは、波長がおおよそ400ナノメートルから700ナノメートルの光線のことをいう。</p> <p>「外部に照射」とは、通常の使用状況において、レーザー光が外部に照射されることをいう。例えば、CDプレイヤーの読み取り装置やレーザープリンターに使用される光源のように、装置の外部にレーザー光が照射されないものにあつては、「外部に照射」に当たらず、規制の対象とはならない。</p> <p>「拡散」とは、日本工業規格C6802（2014）レーザー製品の安全基準4.4に規定する条件を満たし、従来型のランプとして機能することをいう。そのため、従来型ランプの代替製品や、レーザーバックライト方式のプロジェクタは、規制の対象とはならない。</p> <p>なお、日本工業規格C6802（2014）レーザー製品の安全基準4.4に該当し、規制の対象とならない製品にあつては、当該製品の見やすい箇所に、容易に消えない方法で、その旨を表示すること。</p> <p>「文字又は図形を表示すること」には、レーザーポインターのように図形（点を含む）や文字等を表示することや、レーザー光を光源として映像等を表示することも含まれる。したがって、レーザー走査式のプロジェクタ、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等についても、携帯用のものであれば規制の対象となる。</p> |